

広島県健康増進促進助成金交付要綱

令和5年3月23日 制定
公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、会員事業者が健康経営を促進するため、運転者の健康増進等に取り組み、運転者の健康状態を把握するためのシステムに付随した機器や事業（以下「事業等」という。）を導入した場合、その費用の一部を助成し、健康起因による事故を防止することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に定める事業等を導入した会員事業所とする。
ただし、前年度会費未納会員事業所については、助成対象外とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業等は、次に掲げるものとする。

- ① 令和5年4月1日以降に、健康起因による事故を防止するために導入した、運転者の健康状態を把握するためのシステムに付随した機器の導入費用（パソコンやスマートフォンと連携して、心拍、ストレスの測定結果を蓄積できるもの）
- ② 健康経営の促進に関する事業（研修・セミナー等の実施やコンサルティング）について、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会及び各地方トラック協会との受託等の契約実績がある団体又は個人との講師・コンサルティング契約費用

2 前項の事業等は、令和5年4月1日から令和6年3月8日までの間に実施し、かつ、支払いが完了するものでなければならない。

(助成額)

第4条 助成金は、前条の事業等の導入に要した費用（消費税抜き）の3分の1（千円未満切捨て）とし、5万円を限度として交付する。ただし、国等からの補助金が交付された事業に対しては、助成金を交付しない。

(申請受付)

第5条 令和5年4月1日から令和6年3月8日までとする。なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

2 本助成金は、令和5年度から令和7年度までの3年間に限って交付する。

(申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業所は、導入費用の精算完了後、「広島県健康増進促進助成金交

付申請書兼誓約書」に必要事項を記載の上、所属する協会支部に提出する。なお、当該年度内の申請回数は会員事業所毎に1回を限度とする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は令和5年4月1日より施行する。